

中国輸出管理法草案（全人代常務委第二次草案）に対して 日米欧主要産業団体が共同意見書を提出（概要紹介）

2020年8月27日

CISTEC 事務局

■経過

- ・第二次草案へのパブリックコメント募集が、20年7月3日になされた（期限は8月16日まで）。
- ・昨19年2月に、中国商務部による草案に対して日米欧三極主要産業団体（計14団体）連名で共同意見書を提出して以降、昨年12月末に公表された全人代常務委による第一次草案に対しても日米欧三極産業団体が連携して意見書を提出しているが、今回の第二次草案に対しても同様に、連携して共同意見書を提出した（8月11日付）。
- ・CISTECは一貫して、共同意見書を起草し、日本国内、米国、欧州の諸団体と個別に調整を行い、成案をまとめてきている。
- ・本来、中国商務部の草案に対する意見書のように、日米欧の産業団体が一本の共同意見書に連名で提出することが望ましいところではある。しかし、前回は年末年始の休暇シーズン、今回は夏期休暇のシーズンにかかったことや3言語での調整が必要だったことから、米国からの追加意見についての欧州団体との調整が物理的に間に合わなかったため、ほとんど同じ内容ながら、今回も日欧、日米に分けて提出することとなった。
- ・しかし、意見内容については日米欧で基本的コンセンサスが取れている。

■連名団体

以下の通り、日本は経団連を始めとした主要団体が名を連ねているほか、米国は全米製造業者協会（NAM）、主要な情報通信企業を網羅している Comp-TIA、欧州はビジネスヨーロッパを始めとした団体が加わっている。

【日本】 10団体

- 一般財団法人 安全保障貿易情報センター（CISTEC）
- 一般社団法人 日本経済団体連合会（KEIDANREN）
- 日本商工会議所（JCCI）
- 日本機械輸出組合（JMC）
- 一般社団法人 日本貿易会（JFTC）
- 一般社団法人 電子情報技術産業協会（JEITA）
- 一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMIA）
- 一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ）

一般社団法人 日本化学品輸出入協会 (JCEIA)

一般社団法人 日本化学工業協会 (JCIA)

【欧州】 4 団体

- ・ Confederation of European Business (BusinessEurope)
- ・ Syndicat des Industries Exportatrices de Produits Stratégiques (SIEPS), France
- ・ The Export Group for Aerospace, Defence and Dual-Use (EGADD), United Kingdom
- ・ Network Against Proliferation (NAP)

【米国】 2 団体

- ・ The Computing Technology Industry Association (CompTIA), U.S.
- ・ National Association of Manufacturers, U.S.

■ 第二次草案の全体的評価と意見書での対応ぶり

- ・ 第一次草案に対する日欧、日米の共同意見書での意見が反映された点のごく僅かに留まっている（下位規則で定める性格のものが多いことも一因と思われる）。
- ・ 他方で、域外適用等問題条文が追加されたり、趣旨が不明な修正が加わるなどの問題が新たに発生した。
- ・ 改めて主要ポイントについて当方の問題意識を説明し要望を伝えることを基本とし、比較的細部の点、下位規則に委ねられる性格の事項などは、詳細な繰り返しはせず、下位規則でも意見募集をすることを要望することとした。

■ 共同意見書骨子

1. 新たに懸念が生じた点

(1) 新規追加された域外適用規定（第 44 条）

- ・ 「中国国外の組織と個人が本法の関連輸出管制管理規定に違反し、拡散防止等の国際的義務の履行を妨害し、中国の国家安全と利益に危害を及ぼした場合は、法に基づいて処理し、且つその法的責任を追求する。」と規定。
- ・ 上記下線の 3 点すべてを満たす場合とされている（中国の法律事務所による）。そうだとすると 2 点の疑問。

第一は、「中国国外の組織と個人」の本法に違反することが前提となるが、どの規定に基づく違反が想定されているのか不明な点。エンドユーザーの誓約違反等は禁輸リスト掲載となっており罰則なし。違法輸出とわかった上でのサービス提供禁止くらいしかないが、属地主義原則の中で域外適用することは適当でない。デミニミスルールによる再輸出規制が念頭にあるならば、国際的には異質な制度であり不適當。

第二は、書かれている「法」（「本法」ではない）「法的責任」の具体的内容が不明な

点。属地主義原則、罪刑法定主義の観点から疑問であり、中国ビジネスに携わる外国の企業等の立場を著しく不安定なものにし、中国とのビジネスに多大なマイナスの影響を与えかねないので、削除を含めて再検討を要望。

(2) 輸出活動に対する監督検査規定 (第 17 条)

- ・「国家輸出管制管理部門は管理品目のエンドユーザーと最終用途のリスク管理制度を構築し、管理品目のエンドユーザーと最終用途に対して評価・調査を行い、エンドユーザーと最終用途の管理を強化する。」と規定。
- ・第一次草案では、「エンドユーザー・最終用途の証明書に対して評価」とあったものが修正されたため、解釈に混乱。一部の法律事務所では、エンドユーザーの実地検査が復活したと解釈するところもある。これは、エンドユーザーも、「第三章 監督管理」の一連の当局の調査、立入検査等の対象となるとの解釈によるもの。
- ・しかし、私たちは、①商務部草案で「実地調査」とあったものが削除されたという経緯、②監督検査の対象はあくまで輸出者と思われること（「輸出活動」を行うのは輸出者であること、罰則が輸出者に限られていること）、③輸入国側の政府との連携が規定されていること等からみて、エンドユーザーや輸入者への現地調査は含まないものと理解。
- ・いずれにしても大きな論点で混乱しており、含まれないことが明確になるよう要望。

(3) 国外への国の安全に危害を及ぼす恐れのある輸出管理関連情報の提供禁止規定 (第 32 条)

- ・対象となる輸出管理関連情報の内容・範囲／提供方法等／中国内での外国人・企業への提供の扱い等の明確化を要望。

2.改めて対応をお願いしたい点

(1) 以下の 2 点は、輸出管理法制の基本に関わるものであり、国際合意にもないものであるため、大きな懸念。改めて第一次草案への意見書と同様の対応を要望。

- ①再輸出規制
- ② みなし輸出規制

(2) その他

- ① 輸出審査時の不合理な技術開示要求の抑制や、ビジネス上の機密情報の保護
- ② 許可申請における一律の書類提出義務の緩和（管理物資の機微度に応じた運用）
- ③ 対外貿易法上の「対等原則」による対抗、報復の連鎖の回避
- ④ 「重要戦略稀少物資」の輸出規制等の、政治的手段としての利用の回避

3.当方の意見が反映された点

- ・内部コンプライアンス審査制度の構築を、義務規定から奨励規定に修正し、包括許可等の便宜措置のインセンティブとしたこと。

4.下位規則及び運用等に関する要望

- (1) 提出された意見に関するコメントの公開、ガイダンスの発行
- (2) 下位規則等の意見提出機会の確保
- (3) 施行までの十分な準備期間の確保（年単位で）